No.298 2022/11/15

1 Minute News

TEL 03(6402)9555
FAX 03(6402)9556
URL http://www.kojimaz.jp
E-Mail h-kojima@kojimaz.jp

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5 階

「住宅」「教育」「結婚・子育て」資金の一括贈与に係る非課税措置

Q 住宅を取得する際に両親から資金の贈与を受ける予定ですが、こうした大きな資金の贈与を受けても贈与税の非課税となるのは他にどのようなものがあるのでしょうか？

解説

親や祖父母から子や孫のために大きなお金を一括で贈与する際に、贈与税がかからない主なものとしては、**住宅取得、教育資金、結婚子育て資金**の３つがあります。

1． 贈与税の非課税措置

一括贈与の非課税措置としては下記のものがあります。

	住宅取得資金の一括贈与	教育資金の一括贈与	結婚・子育て資金の一括贈与
贈与の目的	マイホームの購入 （中古の購入・増改築を含む）	学校の入学金や授業料、 塾や習い事等	結婚式・披露宴・出産費用など
適用期間	2023年12月31日まで	2023年3月31日まで	
非課税限度額	省エネ住宅 ： 1000万円 上記以外 ： 500万円	1500万円 （うち学校以外は500万円）	1000万円 （うち結婚関連は300万円）
贈与者の要件	受贈者の父母・祖父母であること		
受贈者の要件	18歳以上で、その年の所得2000万円以下 （家屋の床面積が40㎡以上50㎡未満は1000万円以下）	30歳未満で前年の 所得が1000万円以下	18歳以上50歳未満で、前年の 所得が1000万円以下
手続き	受贈者が翌年3月31日 までに確定申告	受贈者の名義で信託銀行等に専用口座を作り、 支店等経由で非課税申告書を提出	

2． 留意点

３つの一括贈与ともに **2023 年中に期限を迎えます**が、令和４年の税制改正で見直しが行われることは必至です。特に、結婚・子育て資金の一括贈与については、利用者数も３00～400 人程度のため、廃止される可能性が高いです。

要するに…

いずれも、父母・祖父母世代から子供や孫世代に資産を移転するのに便利な制度ですが、手続きの煩雑さや一定の場合に贈与税や相続税が課税される点など検討すべきことは多いです。とはいえ、期限も迫っていますので、利用を検討している方は急ぎましょう。